

## 第 169 号 (2020 年 3 月)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

### ■ エグゼクティブ・サマリー

### ■ 特 集

- ◆ 新型コロナウイルス拡大下における中国法「不可抗力」適用の可否  
—不可抗力証明書の取得とその効果—  
北京立動法律事務所…………… 1
- ◆ 中国進出日系企業の事業環境 ～「現状維持」が過半～  
日本貿易振興機構（ジェトロ） 海外調査部…………… 7

### ■ 経 済

- ◆ 新型コロナウイルス、「隔離経済」で揉まれるイノベーション、  
そして今後の経済対策を考えておく  
三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券 インベストメントリサーチ部…………… 13

### ■ 連 載

- ◆ 華南ビジネス最前線 第 44 回  
～深圳市 「産業用不動産賃貸価格の規範化措置」を発表  
三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部…………… 21

### ■ スペシャリストの目

- ◆ 税務会計：新個人所得税体制における初年度の中国個人所得税総合所得の  
確定申告について  
KPMG 中国…………… 24

### ■ MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

**特集** 「新型肺炎拡大下における中国法『不可抗力』適用の可否

－不可抗力証明書の取得とその効果－

- ◇新型コロナウイルスによる肺炎の蔓延が原因で、債務不履行が生じた場合、「不可抗力」を主張することで、債務不履行責任を免れることが可能となる場合がある。中国国際貿易促進委員会は企業の申請により「不可抗力」証明書を発行するとの通知を発表した。
- ◇「不可抗力」適用の可否は、SARS の時の事例を見ると①当事者に予見可能性がない、②不可抗力事由が契約履行に直接影響を及ぼした、③契約が不可抗力事由発生以前に締結されている、ことが判断のポイント。また、証明書の取得はあくまでも立証責任を免れるにすぎないもの。
- ◇「不可抗力」を主張する場合、通知義務と証明義務が伴う。一方、「不可抗力」の主張を受けた場合は、取引を継続するか否かの判断に基づき徹底的に争うか妥協点を探るかを決定する。現実には、取引関係維持の観点から、個別協議により妥協点を探るケースが多くなることが予想される。

**特集** 「中国進出日系企業の事業環境 ～『現状維持』が過半～」

- ◇ジェトロが実施したアジア・オセアニア進出日系企業の 2019 年度アンケート調査では、今後 1～2 年の事業展開の方向性について、「現状維持」が前年から上昇して 50.6%と過半を超えた。中国市場の重要性やサプライチェーンの問題等から、縮小・移転・撤退には至らないが、米中貿易摩擦等の先行き不透明感から様子見する日系企業の姿がうかがえる。
- ◇2019 年の営業利益見通しについては、「黒字」回答企業の割合が 68.5%で、前年調査からは低下した。「黒字」の割合が高いのは、製造業では食料品、化学・医薬、輸送機械器具など、非製造業では金融・保険、卸・小売だった。2020 年については「改善」の割合が「悪化」を上回っている。
- ◇在中日系企業は、製品の高付加価値化、効率化と中国国内販売の強化で事業環境の変化を乗り切ろうとしている一方で、米中貿易摩擦、中国経済の鈍化に加え、2020 年は米大統領選を控えた米中貿易摩擦の不透明な行方、さらには調査時点では発生していなかった新型肺炎の影響など、近年にない特別なビジネス環境での事業運営を強いられよう。

**経済** 「新型肺炎、『隔離経済』で揉まれるイノベーション、そして今後の経済対策を考えておく」

- ◇中国経済が成長率鈍化の段階に入り、「量より質」へ政策が転換し、社会保障が重視される中で新型コロナウイルスが発生した。政府にとって特に医療の重要性が高まったことが今回の政府の早い対応に繋がり、自立的な経済回復が難しいことから今後の追加経済政策の発動が想定される
- ◇今回の影響は、サービス需要、生産停止、投資と輸出の減速を通じて経済減速と、さらに雇用市場の悪化につながるため、金融緩和、インフラ投資、弱者救済などの政策が予想され、年後半にはリバウンドと政策効果が表れ、通年では軽微な影響が想定される。
- ◇中国社会に負荷をかける新型コロナウイルスは、副次的な効果として①オンラインサービスの集中的強化、②ESG (環境・社会・ガバナンス) ③医療分野の拡大等の形で、新たなイノベーションの誕生も期待される。
- ◇医療重視の政策の先には費用負担の問題もある。政府は医療負担軽減のため「健康中国行動」の指針を示し、国民の疾病予防、健康増進を図っている。また、医療コスト引き下げには、5G を活用した遠隔医療も有効で、2020 年の重要テーマの一つは 5G であろう。

## **連載** 「華南ビジネス最前線 第 44 回

### ～深圳市「産業用不動産賃貸価格の規範化措置」を公表

- ◇2019 年 9 月、深圳市住宅建設局は、賃料上昇問題対策として「産業用不動産賃貸価格を規範化する措置」(10 月 1 日施行)を公表。産業用不動産の供給確保、賃貸対象不動産の情報データベース構築、賃貸契約の要請届け出と指導価格の公表による賃料上昇抑制等の方針が盛り込まれている。
- ◇改革開放以来、深圳市の製造業は、伝統工業から新興・革新産業へ進化し、ハイテク産業集積地に成長する一方で、近年、土地不足、不動産賃貸価格等の運営コストの高騰、他市との競争がハイテク製造業を含む多くの企業の深圳からの撤退を招き、深圳市の持続的発展に影響を与えた。
- ◇本措置により産業用不動産賃料が安定化することで、深圳市が生産性や付加価値の高い企業を引き留め、産業チェーンの競争力を今後も維持していくことが期待される。

## **スペシャリストの目**

### **税務会計** 「新個人所得税体制における初年度の中国個人所得税総合所得の確定申告について」

- ◇2019 年の個人所得税改正後の初回の個人所得税総合所得確定申告に関して、2019 年 12 月に財政部と税務総局から公告が交付された(「中国財政部・国家税務総局公告 2019 年第 94 号」「国家税務総局公告 2019 年第 44 号」)。確定申告期間は 2020 年 3 月 1 日から 6 月 30 日まで。
- ◇総合所得確定申告の対象は中国居住者個人で、2019 年度に中国国内滞在日数が 183 日超の外国籍個人も居住者個人となる。対象所得は賃金給与、役務報酬、原稿報酬及び特許権使用料で、年 1 回の賞与は含まれない。重大疾病医療支出等の特別付加控除項目も確定申告を通じて控除される。
- ◇94 号公告と 44 号公告は、中国個人所得税改正に伴う特別付加控除と総合所得確定申告制度の導入を踏まえ、納税者個人と源泉徴収義務者の納税と源泉徴収のコンプライアンス意識をさらに厳しく要求するものとなっている。

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2020 年 3 月 25 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=0DLbZ7>



**新型肺炎拡大下における中国法「不可抗力」適用の可否  
—不可抗力証明書の取得とその効果—**

北京立動法律事務所  
代表弁護士 章 啓龍  
弁護士 刁 聖衍

**はじめに**

2020 年 1 月に発生した新型コロナウイルスによる肺炎の拡大は、執筆時点の 2020 年 2 月 17 日に至っても、いまだ収束を見ない。この間、春節の延長、企業活動の自粛要請、市民への移動の制限に起因する労働力確保の困難性などの問題があり、なお多くの企業では中国での事業活動に大きな制限が生じている。

通常、約定された期日に契約上の履行義務が果たされない場合、法律上は債務不履行責任が生じる。しかし新型コロナウイルスの予防、拡大防止のため、移動にも制限がかかる現在の中国の事情では、生産、物流に遅れが生じることは避けがたく、債務不履行（履行遅滞）状態が生じているのは、やむを得ない面もあるだろう。むしろ問題は、この債務不履行により生じる損害を、誰が負担するかであり、この負担を回避するべく、不可抗力条項がにわかに注目を集めている。

**1. 「不可抗力」の基本的な理解**

まずは、中国における「不可抗力」(Force Majeure) の要件・効果等を下記のとおり図に整理した。

図 1.1 不可抗力の要件と効果

定 義	法的効果	行使要件	主な関連条文
下記「3 不能」を満たす客観的状況 ・ 予見不能 ・ 回避不能 ・ 克服不能	・ 債務不履行の免責が可能（一部また全部） ・ 契約解除が可能	・ 通知義務 ・ 証明義務	・ 民法総則 180 条 ・ 契約法 117 条 ・ 同法 118 条 ・ 同法 96 条 ・ 同法 94 条

中国法下における「不可抗力」の最大の効果は、債務不履行責任の免除及び契約解除が可能との点にある。例えば、今回の新型コロナウイルスによる肺炎のまん延（以下「NCP」という。）が原因で、サプライヤーが契約で定められた期限内に目的物を納品出来なかった場合であっても、この「不可抗力」を主張することで、債務不履行責任を免れることが可能となる（バイヤーから見れば、債務不履行により生じた経済的損失を負担させられることになる）。

このように効果が強力であることから、自ら主張する場合、または相手方より主張された場合、どちらのケースであっても慎重に検討、対応する必要があると考えられる。

**今回の NCP が「不可抗力」に該当するか**

新型コロナウイルスが企業活動まで影響を及ぼしてから 1 ヶ月程度であり、執筆時点 (2020/02/14) においては、事業活動を再開できた企業が限定的であることもあいまって、今回の NCP が「不可抗力」に該当するか否かについて、裁判所より具体的な判断は未だ示されていない。

ただし、下記にある各政府・立法機関等の見解などを見ると、今回の NCP 及びこの拡大を防ぐための行政措置は、「不可抗力」に該当すると判断される可能性が高いと考えられる。

図 1.2 政府・機関による不可抗力の見解

中国政府	世界保健機関 (WHO)	中国全国人民代表大会・常任委員会・法制工作委员会	中国国際貿易促進委員会 (CCPIT)
重大で突発的な公衆衛生事件と位置づけ	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (PHEIC) と認定	NCP が不可抗力に該当するとの見解を発表	対象企業の申請により、NCP が不可抗力に当たる事実が発生したことを示す「証明書」を発行することを表明

2. SARS 時の適用事例と効果

今回の NCP は、その性質上、2003 年の SARS を連想された企業が多いと思われる。確かに、高い感染率と社会、企業活動に対する深刻な影響など共通する点が多い。そこで、不可抗力適用の可否についても、当時の判断が参考になると思われるため、ここで改めて確認することとしたい。

当時、最高人民法院は通達<sup>1</sup> (すでに失効) を公布し、SARS に起因する債務不履行に伴う損失の負担といった問題の処理については、不可抗力に関する法規定で解決すべきとの指摘がなされている。そこで当時、「不可抗力による免責・契約解除が認められたか否か」を焦点に、以下の 4 つの裁判例を参考としてピックアップした。

図 2.1 SARS における裁判例

No.	主張	裁判所の判断		
		判断	要旨	事件番号・地域
1	SARS が不可抗力であり、それによる工期延長 / 住宅引渡し の遅延について免責されるべき。	認容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SARS の発生は予測不能・回避不能なものであり、当時の医療水準で克服不能なもの。</li> <li>• SARS の拡大を抑えるためにとった行政措置 (労働者出入制限) が結果的に工期延長をもたらした。</li> </ul>	(2005) 三 垂民一終 字第 79 号・海南
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SARS は不可抗力であり、それに基づく船舶リース契約の解除が認められるべき。</li> <li>• 仮に解除が認められない場合、リース料及びその遅延利息の減額が認められるべき。</li> </ul>	一部認容	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SARS (不可抗力) により契約目的が実現不能になったとは言えない。(契約法 94 条により、不可抗力に基づく解約を行うには不可抗力の発生のほか、これにより契約目的が実現不能になったことも必要)</li> <li>• SARS (不可抗力) が契約履行に影響を及ぼしたので、減額を認める。(契約法 117 条 1 項によると、不可抗力による影響の度合いに応じて免責が可能)</li> </ul>	(2007) 鄂 民四終字 第 47 号・湖北
3	SARS が不可抗力であり、それによる納品義務の遅延履行について賠償責任を負わない。	棄却	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 通知・証明義務を行ったことを示す証拠がない。(契約法 118 条により、不可抗力が原因で契約を履行できない場合、相手方に通知をしなければならず、かつ合理的な期限内に (不可抗力に関する) 証拠 (資料) を提示しなければならない。)</li> <li>• 不可抗力が納品契約の履行に影響を及ぼしていない。(SARS 期間中には、交通の封鎖も貨物取引制限もなかったため)</li> </ul>	(2017) 晋 民終 93 号・山西
4	SARS が不可抗力であり、それによる借金弁済義務の遅延履行は契約違反に当たらない。	棄却	<ul style="list-style-type: none"> <li>• SARS の発生が当事者にとって「予測不能」なものではない。(SARS 発生後に当該契約を締結したため)</li> <li>• 金銭貸借契約の履行について直接的な影響がない。(SARS に影響されたのは「マクロ環境」のみ)</li> </ul>	(2005) 穗 中法民二 終字第 1150 号・広東

<sup>1</sup> 中国語原文：「最高人民法院关于在防治传染性非典型肺炎期间依法做好人民法院相关审判、执行工作的通知」(2003.6.11 公布)

これら 4 つの裁判例を整理すると、裁判所は概ね、

- ・当事者において予見可能性がないこと
- ・不可抗力事由が、当該契約の履行に直接影響（契約の履行不能）を及ぼしたこと
- ・根拠となる契約が、不可抗力事由発生以前に締結されたものであること

を、不可抗力適用を判断するうえでの重要なポイントと捉えていることが読み取れる。今回の NCP についても、法的安定性と予測可能性を担保する意味でも、類似の基準が用いられる可能性は高いと筆者は考える。

### 3. 不可抗力証明書

2020 年 1 月 30 日、中国国際貿易促進委員会（CCPIT）は、対象企業の申請により、不可抗力証明書を発行する、との通知を発表した。この証明書の最大の効果は、不可抗力を主張する側が負うべき立証責任の一部に代えることができる、との点にある<sup>2</sup>。

図 3.1 不可抗力証明書

位置づけ	発行の根拠規定	法的効力
<ul style="list-style-type: none"> <li>・NCP が不可抗力 (Force Majeure) に当たる事実が発生したことを示すもの。</li> <li>・中国国際貿易促進委員会 (CCPIT) が対象企業の申込みに応じて発行。</li> </ul>	CCPIT 定款第 2 章 (職責) 第 8 条 (6) : 「原産地証明書、不可抗力証明書などの発行」。	「不可抗力にあたる事実の発生」について、立証責任を免れる

注意すべきは、この不可抗力証明書を取得すれば、直ちに不可抗力の主張が認められるというわけではなく、あくまで「不可抗力にあたる事実の発生」について、立証責任を免れるにすぎない、との点である。

そもそも、不可抗力による免責及び解約を主張するにあたっては、少なくとも、以下の 2 つの内容を立証しなければならない。すなわち、①不可抗力にあたる事実の発生、②不可抗力により契約不履行・契約目的の実現が不可能になったという因果関係の成立、である。

今回 CCPIT 発行の不可抗力証明書は、上記①「不可抗力にあたる事実の発生」の証明にはなるが、②「不可抗力により契約不履行・契約目的の実現が不可能になったという因果関係の成立」の証明にはならず、因果関係については、あくまで主張する者自らが、証明すべきこととなる。

とはいえ、海外で実際に訴訟を提起する場合、一部とはいえ立証責任が軽減されることは、裁判所による不測の判断を回避するためにも大きな意義がある。また、取引の相手方と責任の範囲を限定するための交渉を行う場合でも、手持ちのカードとして使うことは有効であろう。従って、不可抗力事由の主張を考える当事者においては、取得を検討すべきと考える。

下表に、不可抗力証明書を取得するための手続き及び提出資料を、CCPIT の公開通知および弊所によるヒアリング結果に基づきまとめた。CCPIT の非会員企業及び日系企業現地法人も対象に含まれるとのことである。

<sup>2</sup> すなわち、立証責任が軽減される。

図 3.2 不可抗力証明書取得手続き

No.	事 項	備 考
1	対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>中国籍企業（日系企業中国現地法人を含む）</li> <li>CCPIT の非会員企業への発行も可能</li> </ul>
2	対象事業	国際貿易のみならず中国国内貿易も対象
3	提出資料	①申請者（発行対象企業）所在地の政府機関による証明・告示 ②海運・陸運・空運の遅延・取り消しに関する通知・証明 ③輸出契約、貨物運送契約、関税申告書など ④その他の資料 ・資料に関する問い合わせ先【中国語対応のみ】：010-82217027/7035/7010
4	申請方法	①オンライン申請が可能 ・サイト【中国語】：https://www.rzccpit.com/userlogin.html ・マニュアル【中国語】：http://www.ccpit.org/Contents/Channel_4256/2020/0130/1238885/content_1238885.htm ②各地の貿易促進委員会経由で申請が可能 ・各地の貿易促進委員会の連絡先リスト【中国語】：https://www.rzccpit.com/company/organization.html
5	所要時間	即時発行が可能
6	費用	無料

#### 4. 「不可抗力」を主張する場合

ここまで不可抗力の要件、効果を確認してきた。ここからは、実務上の問題として、不可抗力を主張する場合及び不可抗力の主張を受けた場合の対応策を解説する。

前述のとおり、中国法上の「不可抗力」の法的効果は、責任の免除または解約可能となる。その効果に応じて、それぞれ要件が異なるため、ここでは分けて整理することとしたい。

図 4.1 不可抗力の法的効果別の手続き

No.	要件	責任免除（一部または全部）を 求める場合	契約解除を求める場合
1	通知義務の有無	○ ・契約書に通知の期限/方式などについて明確な取り決めがある場合、それに従って行う。 ・特段の約定がない場合、速やかに相手に書面で通知すべき（契約法 118 条前段） <sup>3</sup> 。	○ 左と同様（契約法 96 条）
2	証明義務の有無	○ ・証明の期限/方式などについて上記と同様の方針で実施（契約法 118 条後段）。 ・取引先に提示すべき証明資料は下記のとおり。 ①不可抗力にあたる事実の発生 ②前記①により契約履行不能になったこと ③契約書記載の証明資料（特約のある場合のみ）	△ ・責任免除と異なり、法律上、通知とともに証明資料を提示する義務は明確に定められてはいない。しかし、取引先を納得させるためにも、また自社のためにも（証拠の早期収集を）、自主的に行うことが望ましい。 ・証明資料は基本的に左と同様だが、契約解除の証明責任（不可抗力により契約の目的が実現不能になった）は、責任免除の（不可抗力により契約履行不能になった）より証明が困難であることが多いため、注意が必要。

上記手続き要件のほか、「不可抗力」の主張が認められる（または、交渉の相手方に主張を受け入れさせる）可能性を高めるため、下記事項についても事前に精査いただくことをお勧めする。

<sup>3</sup> 明確な回答期限を定め、文言として盛り込んでおくのがベストといえよう。



## 6. 売買契約における留意点

上記 (4) (5) では、総論としての不可抗力の確認事項・留意点を纏めた。以下では、各論として売買契約を例に、簡単にではあるが注意点を説明することとしたい。

### 売買契約

売買契約は、「金銭の給付義務を負う債務者」「物品の引渡し義務を負う債務者」に区別される。一般的には、銀行システムなどの支払い手段が完全にシャットアウトされない限り、金銭の給付責任を負う債務者が、不可抗力をもって抗弁することができないと解される。もっとも、今回の NCP では金融機関についても業務を停止した期間があるため、不可抗力が認められる可能性があるのは、先に述べたとおりである。

物品の引渡し義務を負う債務者においては、NCP により輸送ルートにあたる道路や空港などが閉鎖されることにより、物品の引渡しが滞ることが予想される。このような場合、通常のルートに代わる迂回ルートの有無と迂回ルートを用いた引渡し実現の可能性、迂回ルートを用いた場合のコスト、他の同業者の運送状況などを考慮し、ケースごとに判断することになると思われる。

## 7. まとめ

ここまで、中国における不可抗力についてまとめるとともに、主張する場合と主張を受けた場合に分けて対応策を検討してきた。現実には、債務不履行は継続的な取引関係にある当事者間で問題となるが多いため、関係維持の観点からいっても、仲裁・訴訟の場で徹底して不可抗力を巡って争うというよりは、個別協議により妥協点を探るケースが多くなることも予想される。しかし交渉による場合であっても、伝家の宝刀ともいえる「不可抗力」について主張の可否について、予め確認しておくことが重要であろう。

以上

(執筆者連絡先)

北京立動法律事務所 (<https://www.ridra-law.com/>)

章啓龍

北京市朝陽区霄雲路 36 号 国航ビル 2106 号室

E-Mail : [zhangqilong@ridra-law.com](mailto:zhangqilong@ridra-law.com)

TEL : 86-10-6468-5598



中国進出日系企業の事業環境 ～「現状維持」が過半～

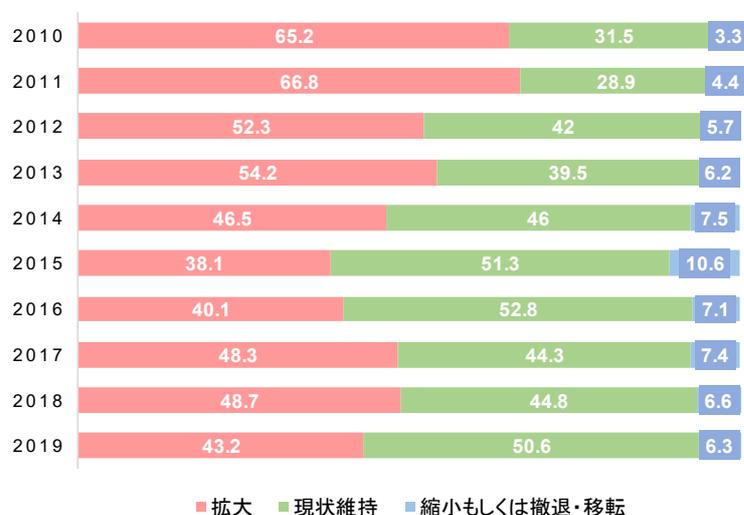
日本貿易振興機構 (ジェトロ)  
海外調査部  
総括課長代理 島田英樹

米中摩擦の長期化、中国の成長鈍化等により、中国経済の下振れリスクが懸念されている。ジェトロは毎年、アジア・オセアニアへの進出日系企業にアンケート調査を実施しているが、今回は最新の2019年度調査から、それら事業環境の変化に対し、中国で事業を行う日系企業が中国ビジネスをどう捉えているのか、紹介する。

1. 今後の事業展開 (短期) の方向性は「現状維持」が過半

今後1～2年の事業展開の方向性について、「拡大」すると回答した企業の割合は43.2%と、前年より5.5ポイント低下した。過去10年間の同設問の回答推移を見ると、2015年度調査で4割を切り38.1%にまで落ち込んだ後 (本設問を開始した98年以降の調査における最低値、人件費高騰や人民元高が要因と推察される)、3年連続上昇し、回復傾向を示していたが、今回の2019年度調査では4年ぶりに低下に転じた。

【図1：今後1～2年の事業展開の方向性 (10年間の推移) 単位%】



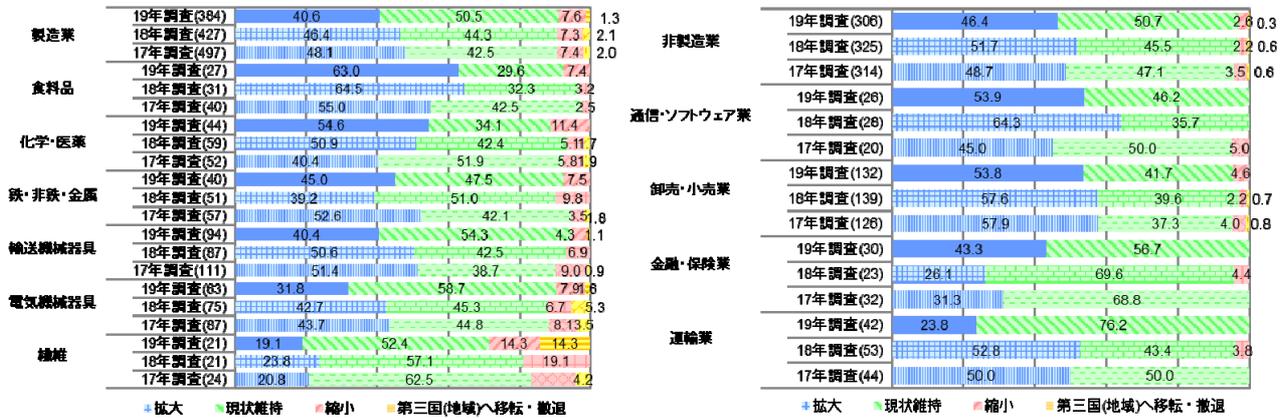
(出所) ジェトロ「アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

一方、「縮小」(5.4%) もしくは「第三国 (地域) へ移転・撤退」(0.9%) と回答した企業の割合は合計で6.3% (前年比0.3ポイント低下) とほぼ変わらなかった。最大の割合は「現状維持」で前年比5.8ポイント上昇の50.6%と過半数を超えた。中国市場の重要性やサプライチェーンの問題などから縮小・移転・撤退するまでには至らないが、米中摩擦に代表される先行きの不透明感などから様子見 (=現状維持) をする在中日系企業の姿がうかがえる。

「拡大」と回答した企業を業種別に見ると、製造業では、食料品 (63.0%)、化学・医薬 (54.6%) の2業種が5割を超えたが、輸送機械器具は前年比10.2ポイント低下の40.4%、電気機械器具も同10.9ポイント低下の31.8%と自動車や電機では拡大マインドの低下 (現状維持の増加) が顕著に現

れた。非製造業では唯一金融・保険業で拡大が前年比 17.2 ポイント上昇し、43.3%となった。通信・ソフトウェア (18年 64.3%→19年 53.9%)、卸売・小売 (同 57.6%→53.8%)、は依然拡大が 5 割を超えているものの、前年比では落ち込みが見られる。運輸 (同 52.8%→23.8%) は 29 ポイント低下と大幅に落ち込んだ。

【図 2：今後 1~2 年の事業展開の方向性 (業種別) 単位%】 (左：製造業、右：非製造業)

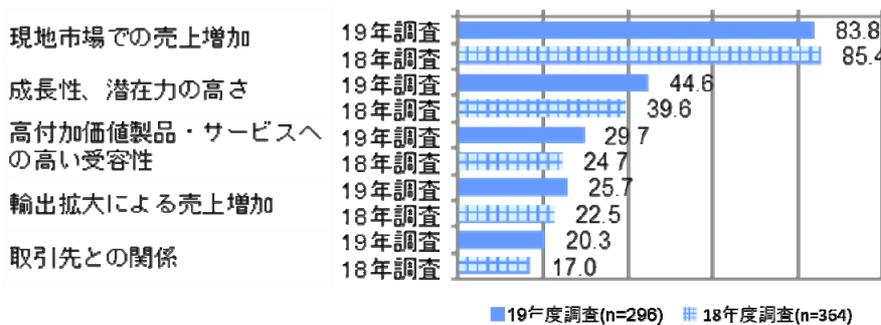


(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

事業を「拡大」すると回答した企業にその理由を複数回答で尋ねたところ、最も多いのが「現地市場での売上の増加」(83.8%)であり、「成長性、潜在力の高さ」(44.6%)が続いた。

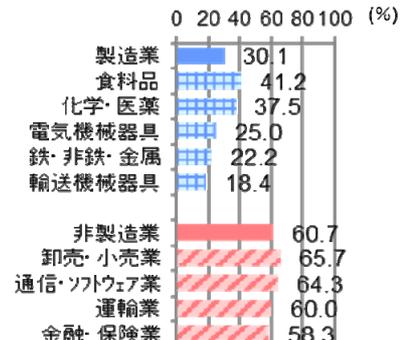
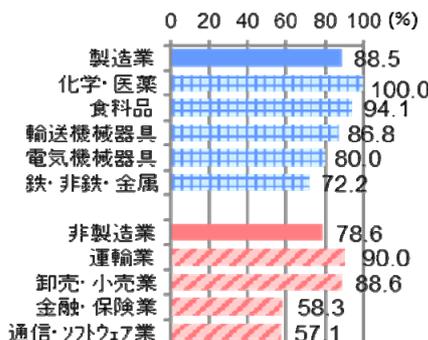
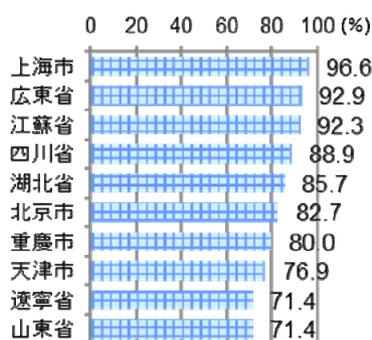
「現地市場での売上の増加」と回答した企業の割合について省市別では上海市(96.6%)、広東省(92.9%)、江蘇省(92.3%)が上位3位となり、業種別では化学・医薬(100.0%)が最も高く、食料品(94.1%)、運輸(90.0%)が続いた。「成長性、潜在力の高さ」の回答割合は、非製造業(60.7%)が製造業(30.1%)を30.6ポイント上回った。

【図 3：今後 1~2 年で事業を拡大する理由 (複数回答、上位 5 項目、全体、省市別、業種別) 単位%】



【現地市場での売上増加、左：省市別、右：業種別】

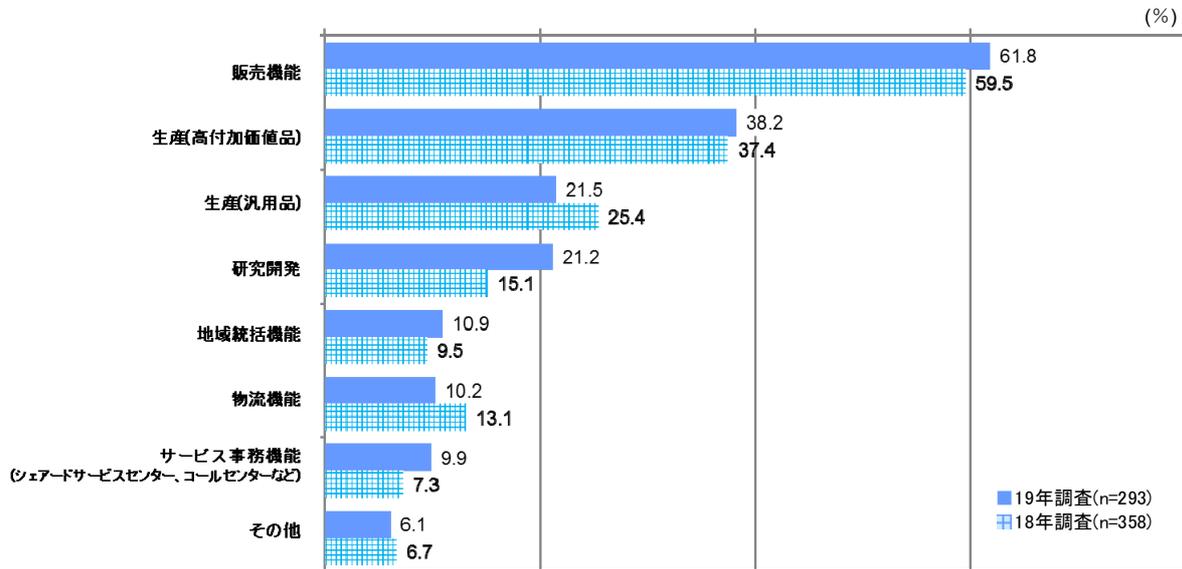
【成長率、潜在力の高さ、業種別】



(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

さらに、拡大する機能については、61.8%の企業が「販売機能」を拡大すると回答。次いで回答割合が高かった「生産機能」では「高付加価値製品の生産機能を拡大する」が38.2%となり前年比0.8ポイント上昇する一方で、「汎用品の生産機能を拡大する」は21.5%と前年比3.9ポイント低下している。

【図4：拡大する機能（複数回答）】



(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

なお、経営上の問題点については上位10項目の中で、「主要販売市場の低迷(消費低迷)」(40.2%)が前年比で18.3ポイント上昇と最も大きく増加したほか、「主要取引先からの値下げ要請」(39.8%)が新たに上位10項目に加わり、販売・営業が厳しい環境にある様子がうかがえる。

【図5：経営上の問題点（全分野上位10項目、複数回答）】

回答項目	2019年調査 (%)	2018年調査 (%)	増減 (ポイント)
1位 従業員の賃金上昇	73.7	75.7	△ 2.0
2位 競合相手の台頭(コスト面で競合)	50.0	51.7	△ 1.7
3位 調達コストの上昇(製造業のみ)	47.5	53.5	△ 6.0
4位 従業員の賃	44.0	42.0	2.0
5位 環境規制の厳格化(製造業のみ)	43.5	45.8	△ 2.3
6位 品質管理の難しさ(製造業のみ)	42.4	48.0	△ 5.6
7位 限界に近づきつつあるコスト削減(製造業のみ)	42.1	43.0	△ 0.9
8位 新規顧客の開拓が進まない	41.4	43.4	△ 2.0
9位 主要販売市場の低迷(消費低迷)	40.2	21.9	18.3
10位 主要取引先からの値下げ要請	39.8	38.3	1.5

(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

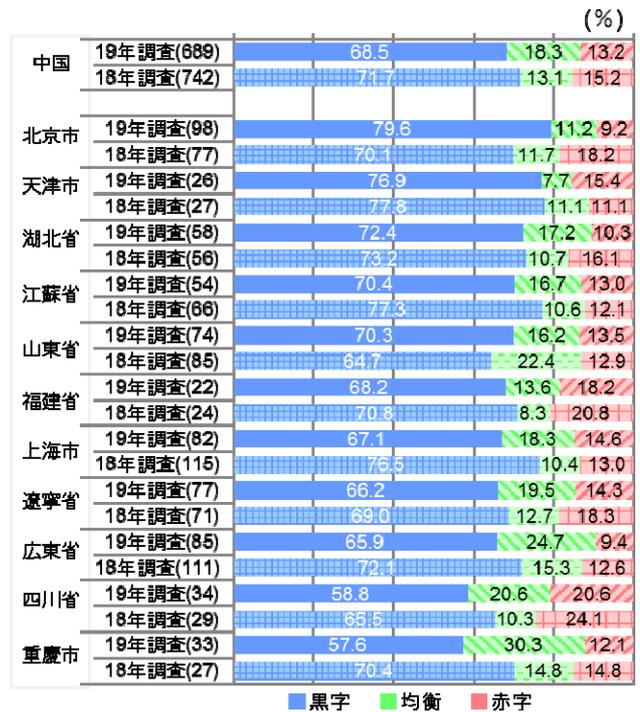
2. 2019年の営業利益見通し、黒字は68.5%だが前年に比べ「悪化」とする企業が増加

2019年の営業利益見通しについて「黒字」と回答した企業の割合は68.5%となり、前年調査の71.7%から3.2ポイント低下した。

省市別では、北京市、山東省で「黒字」企業の割合が増加する一方で、天津市、湖北省、江蘇省、福建省、上海市、遼寧省、広東省、四川省、重慶市では「黒字」企業の割合が減少している。

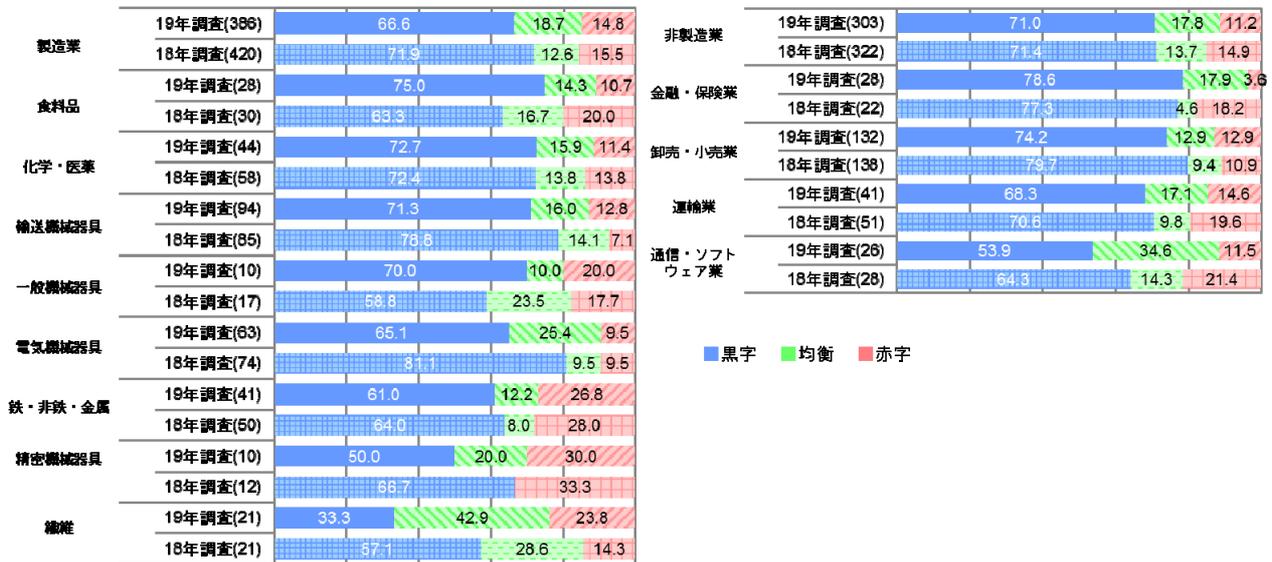
業種別では、「黒字」と回答した企業の割合は、非製造業(71.0%)が製造業(66.6%)を4.4ポイント上回った。なお、黒字企業の割合が高いのは、製造業では食料品(75.0%)、化学・医薬(72.7%)、輸送機械器具(71.3%)、一般機械器具(70.0%)、非製造業では金融・保険業(78.6%)、卸売・小売業(74.2%)で黒字比率が7割以上となった。他方、赤字企業の割合が相対的に高いのは、精密機械器具(30.0%)、鉄・非鉄・金属(26.8%)であった。

【図6：2019年の営業利益見込み(省市別)】



(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

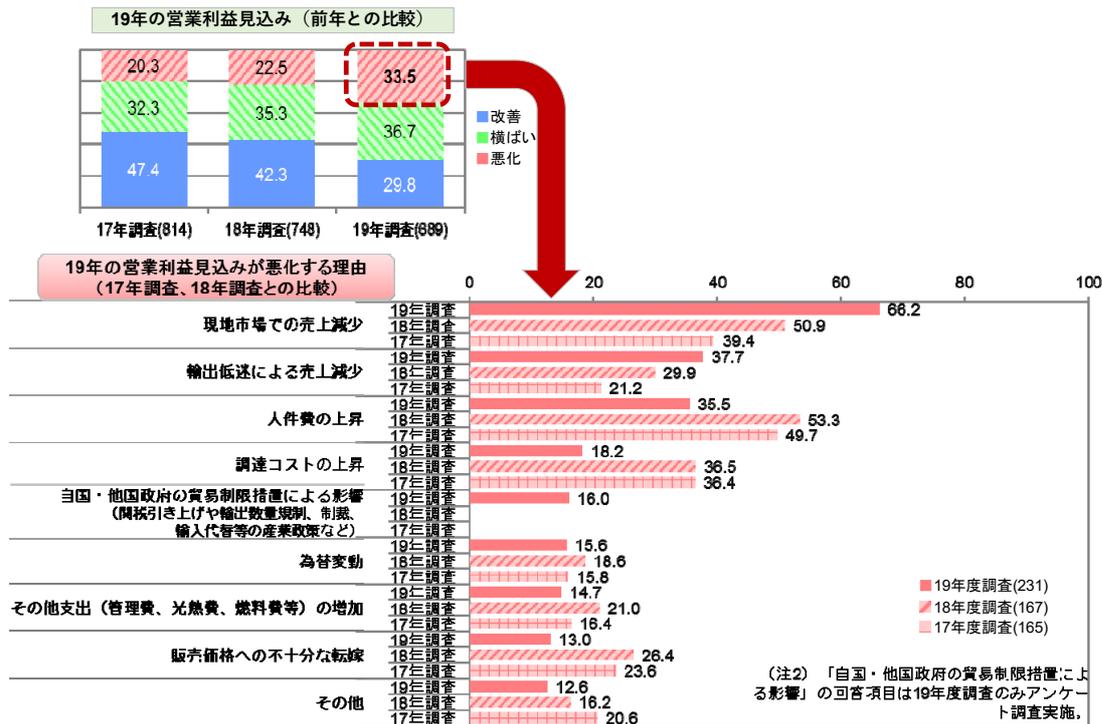
【図7：2019年の営業利益見込み(業種別) 単位%】



(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

2019年の営業利益見込みが前年に比べ「改善」と回答した企業の割合は29.8%と、前年比12.5ポイント低下した。一方、「悪化」と回答した企業の割合は33.5%と、前年比11.0ポイント上昇した。「悪化」と回答した企業にその理由を複数回答で尋ねたところ「現地市場での売上減少」(66.2%)が最も多く、「輸出低迷による売り上げ減少」(37.7%)が続いた。なお、「人件費の上昇」は35.5%(17.8ポイント低下)、「調達コストの上昇」は18.2%(18.3ポイント低下)となっており、コストの面では前年調査から改善が見られる。

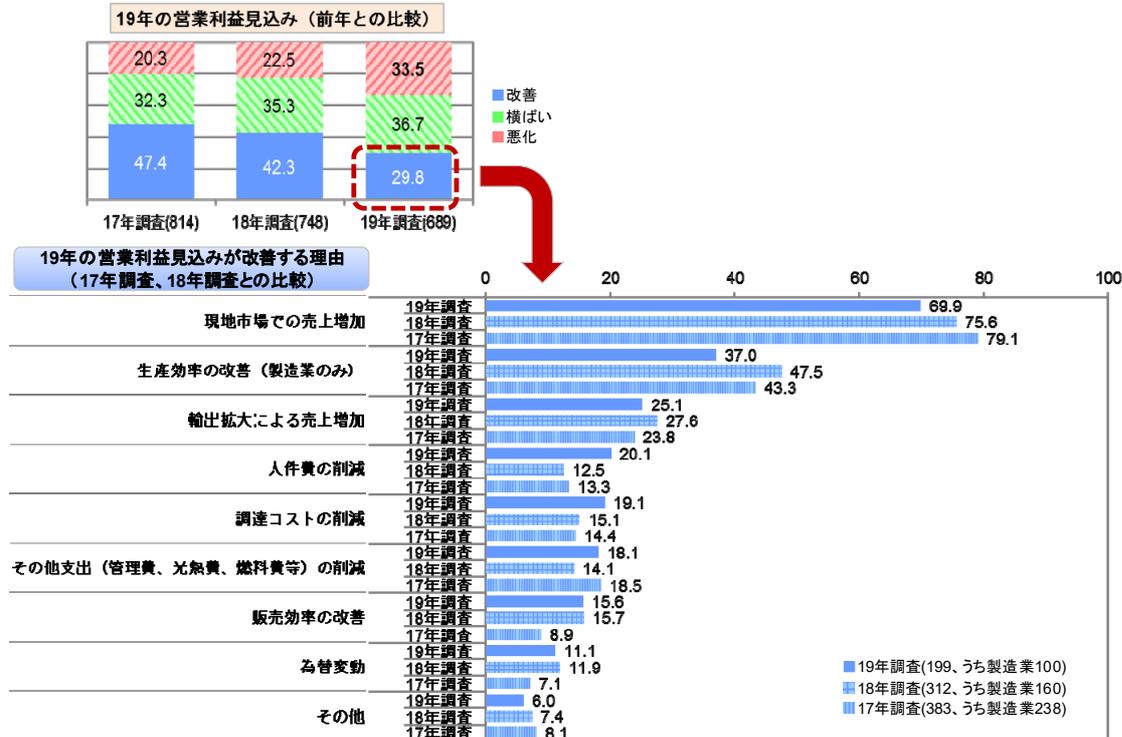
【図8：2019年の営業利益見込みと悪化理由 単位%】



(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

2019年の営業利益見込みが前年に比べ「改善」と回答した企業の理由は前年調査と比較して、ほとんどの項目で改善理由の割合が低下した。

【図9：2019年の営業利益見込みと改善理由 単位%】

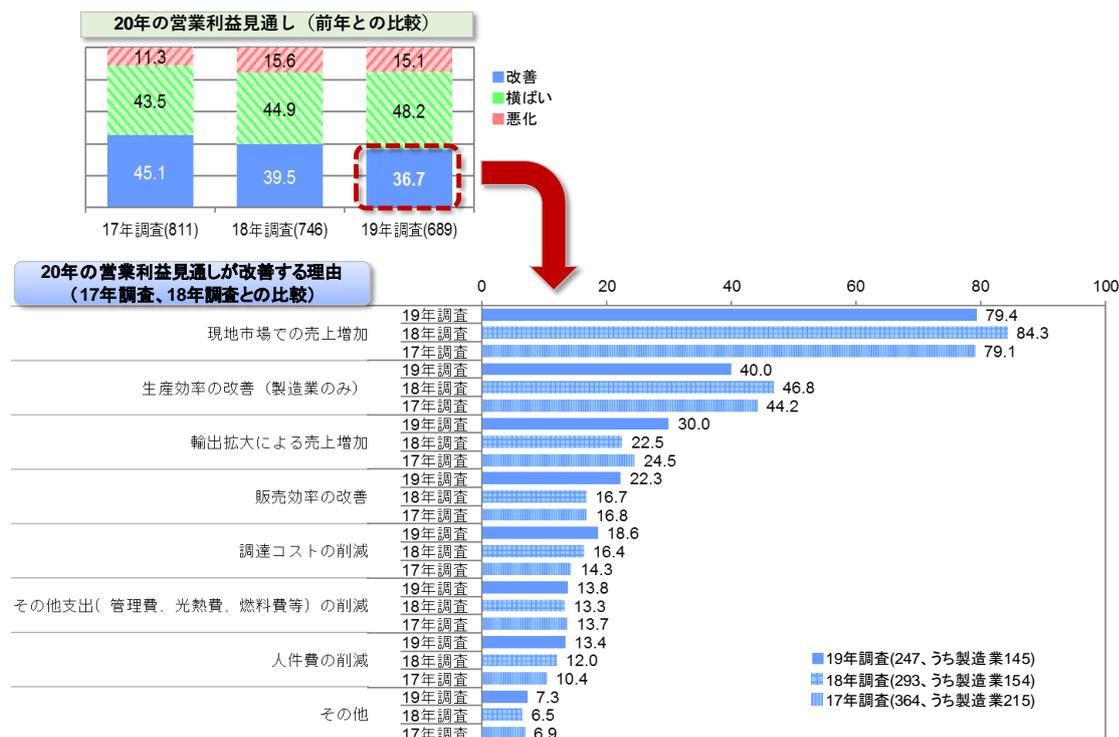


(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

### 3. 2020年の営業利益見通しは改善が悪化を上回る

2020年の営業利益見通しについては「改善」が36.7%、「横ばい」が48.2%、「悪化」が15.1%となり「改善」が「悪化」を上回っている。「改善」と回答した企業にその理由を複数回答で尋ねたところ「現地市場での売上増加」(79.4%)が最も多く、中国内販売への期待が表れている。一方、「生産効率の改善(40.0%)」、「販売効率の改善(22.3%)」などの効率化や「輸出拡大(30.0%)」により、利益の改善を見通す企業もある。

【図10：2020年の営業利益見通しと改善理由 単位%】



(出所) ジェトロ「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」

ここ数年、在中日系企業は製品の高付加価値化、効率化と中国内販の強化で中国における事業環境の変化を乗り切ろうとしている。一方、米中貿易摩擦や中国経済の鈍化により先行きの不透明感が増しており、今回の調査では、中国での事業拡大意欲低下の兆しが見られるほか、営業利益も悪化傾向にあることが分かった。これをもって日系企業の中国ビジネスマインドや中国ビジネスの事業環境が殊更厳しいと言い切ることはできないが、2020年は米大統領選を控え、米中摩擦の行方は引き続き注視が必要なこと、またこの調査時点では発生していなかった新型コロナウイルスの影響など中国経済の行方は予断を許さない状況が続く。在中日系企業は、近年にない特別なビジネス環境の中での事業運営を強いられることになろう。

(注) ジェトロはアジア・オセアニアに進出する日系企業 13,458社を対象に各国・地域の事業環境についてアンケート調査を実施、5,697社から回答を得た。ここでは、そのうち中国に進出する日系企業 1,519社(有効回答は694社、内製造業386社、非製造業308社)の回答を取り上げた。

なお、調査結果の詳細はジェトロウェブサイトをご参照いただきたい。

「2019年度 アジア・オセアニア進出日系企業実態調査 - 中国編 - (2020年2月)」

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/01/447cc23dba286aa1.html>

(連絡先)

日本貿易振興機構(ジェトロ) 海外調査部

島田 英樹

住所: 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階 E-mail: hideki\_shimada@jetro.go.jp TEL: 03-3582-5544

14 ページから 20 ページは、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部による寄稿レポートとなり、三菱 UFJ 銀行国際業務部の見解、意見などを示すものではありません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部と三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券インベストメントリサーチ部では、本寄稿レポートに関し見通し・シナリオのすり合わせや意見調整などは行っておりません。

三菱 UFJ 銀行国際業務部は、本寄稿レポートに掲載された情報の正確性・信頼性・完全性・妥当性・適合性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務を負うものではありません。



## 新型肺炎、「隔離経済」で揉まれるイノベーション、そして今後の経済対策を考えておく

三菱UFJモルガン・スタンレー証券  
インベストメントリサーチ部  
チーフエコノミスト 李智雄

### 被害が最小限に抑えられることを願う

新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るっている。被害が最小限に抑えられることを願うばかりである。その間、日本在住の方は厚生労働省のページをこまめにチェックして予防に努めると良さそうだ。中国現地の情報をリアルタイムで確認するためには QQ のページをチェックすれば情報は確認できよう。

- 厚生労働省：中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- QQ：リアルタイム情報  
<https://news.qq.com/zt2020/page/feiyan.htm>

市場関係者としては、今後同ウイルスが与える影響について、経済への影響を考えなければならぬ。医療関係者ではないため、患者数のピークのタイミングや、ワクチン開発の進捗状況などについてはコメントできないものの、事態が収束に向かうことを願いながら、中国経済の今後について考えておきたい。

### 新型コロナウイルスの影響は？2020 年の中国は 2003 年とは違う

2003 年と現在とでは、中国の置かれた状況が異なる。それは、経済成長率が鈍化している段階にあるという点に尽きる。それを分析してみたい。

#### 素早い今回の対応

その前に、まずは過去を振り返ってみる。2002 年 11 月に患者の報告、2003 年 7 月 5 日の WHO による終息宣言まで世界に猛威を振るった SARS は、2002 年 11 月 16 日に知られている限りで最初の非定型肺炎の症例が、中国の広東省仏山市で発生。その後 WHO の北京事務所が伝染病のことをメールで知ったのが 2003 年 2 月 10 日だったようだ。WHO の緊急警報はその後の 3 月 13 日のことである。

今回、武漢で原因不明の肺炎患者が見つかったのは 2019 年 12 月 12 日だ。2020 年 1 月 9 日になると中国メディアが肺炎患者からコロナウイルスが確認されたとの報道がなされた。その後、武漢市は 1 月 11 日、男性 1 人がウイルス性肺炎で死亡したと発表、報道が相次ぐ形となった。

中国政府は 2020 年 1 月 26 日、新型コロナウイルス対策を強化するため、当初は 1 月 30 日までの春節連休期間を 2 月 2 日まで延長することを決定した。さらに、感染拡大を防ぐ措置として、中国から海外への団体旅行を禁止すると発表している。

中国の情報公開と対処の速度が、前回と比べて格段に速かったことは間違いないと言えよう。前回の SARS での教訓を生かした、といえそうだろうが、それ以上の理由があるとわれわれは考えている。

その理由とは、一言でいえば、経済成長率の低下だ。成長率低下によって、政策の重点が雇用から社会保障へと変化したことが影響していると考えられる。さらに経済成長率低下のため、マイナスのショックに対して経済の自律的な回復は難しいだろう。よって成長率が鈍化すれば、その分だけ政策が期待できるのではないかと考えている。その主役はやはりインフラ投資ではないか。以下、それぞれの点を説明してみる。

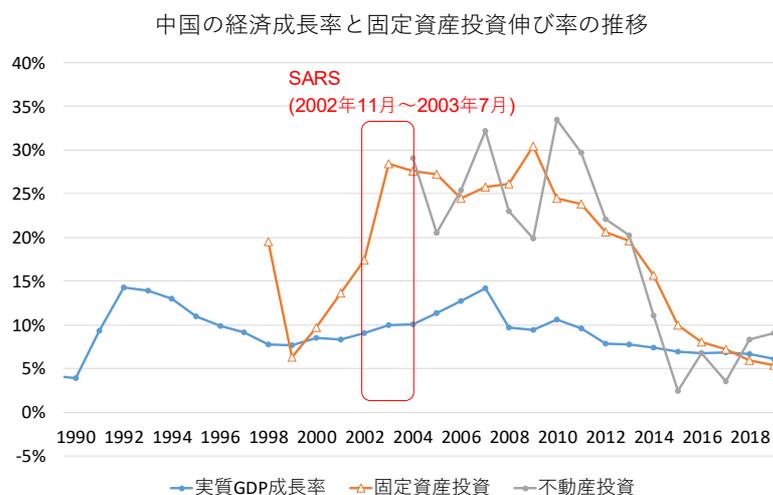
## 2020年の中国は経済成長率が減速している

### 成長率減速が継続した結果、政策の焦点が「量から質」へと変化している

中国の経済成長率は2003年当時、伸び率が加速していた。内閣府の「世界経済の潮流 2004年春」では中国经济について、「2003年は景気の拡大が続き、経済成長率は9.1%となり、97年以降で最も高い伸びとなった」と表現している（経済成長率は後に上方修正され10.0%になっている）。当時は固定資産投資、小売売上が好調であったが、「固定資産投資については、大幅な伸びが続くなか、鉄鋼、セメント等一部の業種では投資過熱感が強まり、また、都市部を中心に不動産投資も高い伸びとなった」と投資の過熱感が問題であったことがわかる。

実際、そのあともGDPで見た中国の経済成長率は加速が続き、2007年の前年比14.2%増まで加速した。だがその後、一転して減速が継続。固定資産投資、不動産投資ともに減速しているトレンドの中で、新型コロナウイルスの問題が発生したわけである。

図表 1. 2003年 SARS 発生当時の中国は過熱の懸念があった

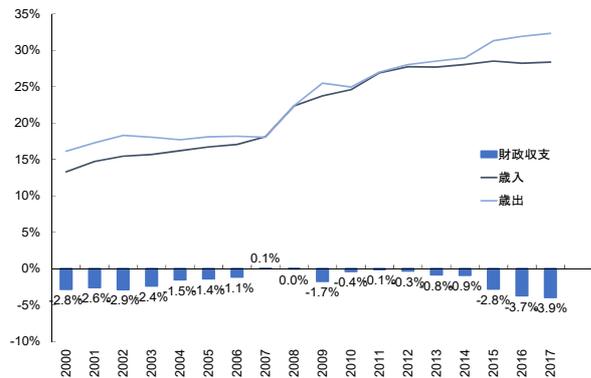


出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

中国经济成長率の鈍化は、何を意味するか。それは政策の重点の変化を意味する。中国政府は経済成長に対して「量より質」というスタンスを明確にしていることがそれだ。以前は成長率を一定以上に保つことによって、雇用を創出することが重要な政策の一つであった。だが成長率が二桁を割り、安定成長へと入った中、政府は社会保障やヘルスケアなど生活の「質」の充実へと舵を切っている。

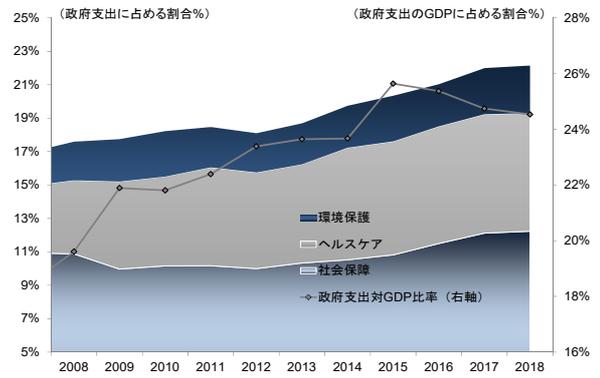
具体的には、社会保障・就業の政府支出に占める割合は2007年の10.9%から2018年の12.2%へと1.3%ポイント上昇している。その中でもさらに増加ペースが著しいのは医療・衛生である。医療・衛生の政府支出に占める割合は2007年の4.0%から2018年には7.1%へと3.1%ポイントも上昇している。

図表 2. 中国財政収支の推移



出所：中国財政部より MUMSS 作成

図表 3. 中国社会保障費用の推移

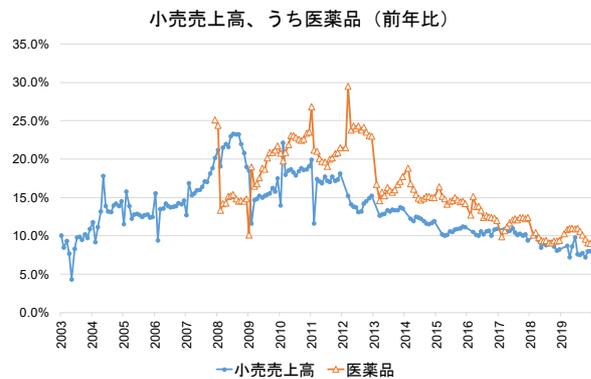


出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

医療・衛生が特に重視されている理由を考えてみよう。「質」といえば、社会保障が重要となるわけだが、社会保障はさらに、長生きしても安心な「年金」、失業しても安心な「就業」、生活全般に関わる「環境」、そして病気になっても安心な「医療」に分解できる。このうち、年金、就業、環境の3者はその効果が国民に実感されるまで時間がかかってしまう。一方で医療は病気になったとたんに実感されるものであり、国にとって短期的に多くの国民の満足度を比較的上げやすい政策であると考えられる。

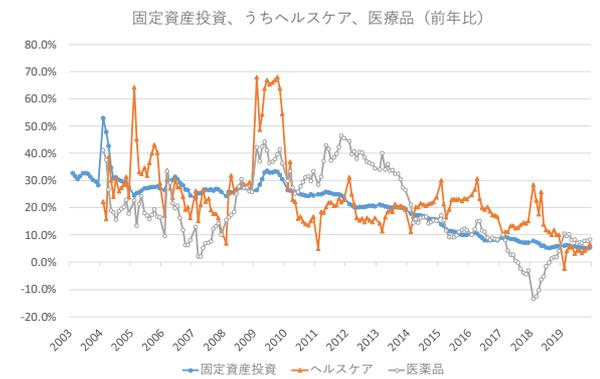
実際、民間にとっても政府の重点は伝わっているのだろう。消費者自身の焦点が移っているからということもあるが、興味深いのは医療にかかわる消費、投資は、中国経済が減速する中でも大きく落ち込んではいないことだ。

図表 4. 医薬品の消費は相対的に堅調



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 5. ヘルスケア・医薬品の投資は振れあれど弱くない



出所：中国国家统计局より MUMSS 作成

まとめれば、経済成長率が低下し、「量より質」へと政策を転換する中、中国政府にとっての医療の重要性は高まっている、そのような中で発生したのが新型コロナウイルスの問題である。政府の対応が早いのも理解ができよう。

**自律的な回復が難しいとすれば、追加政策を行うしかないのでは**

中国経済成長率が減速しているということからのもう一つの帰結も考えておこう。それは財政・金融政策の積極性に関するものである。成長率が継続的に加速している状況では、疫病のような事態が

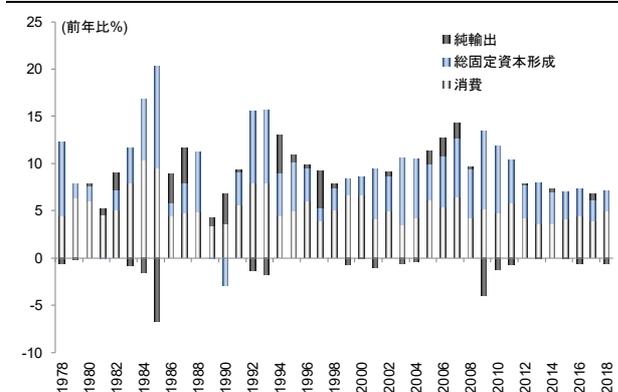
収まれば、再び成長率の加速が見込まれるわけだが、経済減速が構造的に避けられないようなトレンドであるならば、減速が際限なく続く可能性も想定されてしまう。

特に中国経済におけるサービス産業の拡大を考えれば、政策の重要性は増す。サービス産業は GDP の 53.3% (2018 年) を占めるようになった。中でも娯楽・レジャーといった分野の支出が所得水準の向上に伴って増加基調にあるとみられ、その需要動向はセンチメントによって振れやすい。

今回のような消費者のセンチメントに大きな影響を及ぼすような出来事によって、一旦落ち込んだセンチメントがどのような経路で戻るかに対しては不確実性が高い。

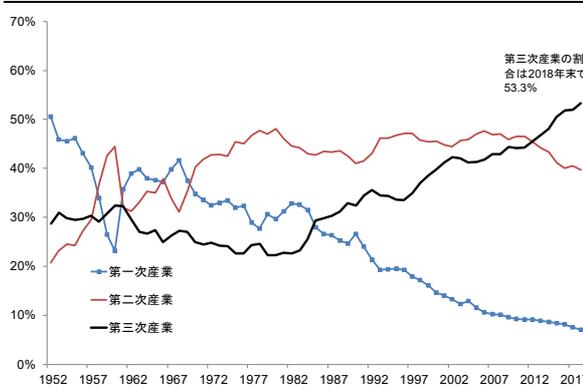
もちろん影響を受けるのは需要だけではない。ウイルスの感染拡大を防ぐために様々な生産活動が停止を余儀なくされている。だが、一時的な生産活動の停止によるマイナスの影響は、最終需要が堅調であるならば、活動再開後の稼働率引き上げによって取り戻せるはずである。結局は、需要の有無が最も重要な要素となろう。

図表 6. 需要項目別実質 GDP 成長率 (年; 1978~2018 年)



出所: 中国国家统计局より MUMSS 作成

図表 7. 中国 GDP 産業別比率



出所: 中国国家统计局より MUMSS 作成

### 金融緩和、インフラ投資などの経済政策追加を予想

それではどのような政策が想定されるのか。今回の影響は、サービス需要、生産停止、投資と輸出の減速を通じ経済減速につながっている。それはさらに失業率の上昇など雇用市場の悪化につながるだろう。そのため、金融緩和、インフラ投資、弱者救済などが考えられよう。

まず、(1) 金融緩和を通じた流動性の供給が必要だ。短期的にせよ生産、輸出が減速したため、特に小企業向けなどの流動性供給が必要となるだろう。だが、ターゲットを絞らずに経済全体への金融コストの引き下げという意味合いでの緩和も行う可能性が高い。

実際、中国人民銀行は 2 月 3 日に公開市場操作で金融市場に 1.2 兆元を供給すると発表。「銀行システムの流動性は前年同期に比べ 9 千億元多くなる」としている。さらに政府が中小企業向けの金融サポート (減税や資金の提供) を強化することも報じられている。

なお、中国国際貿易促進委員会が 1 月末、不可抗力に当たる事実が発生したことを示す証明書の発行を開始 (2 月 10 日時点で 97 社と報じられている、日本経済新聞 2 月 11 日)、中国企業間に契約不履行の免責を求める「不可抗力条項」の適用の可能性が出てきた。SARS の際には違約金を 3 分の 1 以下に減額したケースもあるとのことで、日本企業などには検討すべき新たなリスク事項が増した形だ。だがこれは政府の政策というより被害を受けた中国現地企業のとる経済合理的な行動の結果と理解すべきであろう。

次に(2)病院、学校、輸送施設、医療施設などの公共サービス施設を含めたインフラ投資がより必要であると考えられる。インフラ投資はその意味で拡張する余地が十分にある。

2月11日に報じられた中国国家発展委員会の記者会見は興味深い。中国国家発展委員会は記者会見にて、「伝染病との戦いに加えて、基本的な経済活動の再開も重要である」と発言している。内容を読む限り、その趣旨としては、そもそも衛生などに関する財も生産されないと足りない、という短期的な意味と、中長期的な様々な種類の生活用品も不足するという意味の両方が込められているようだ。2月4日以降、新型コロナウイルスの新たな感染者数が減少してきていることから、被害の落ち着いた見通しが意識されている可能性がある。まず再開すべきは「重要民生領域」で、これはおそらく「衣食住行」(生活上なくてはならない衣食住と交通手段)に関連するものであると考えられる。交通手段はおそらく、道路建設などのインフラ投資も含まれると考えられる。さらに言えば、「衣食住行」が満たされた後、その次に来る経済活動の再開も想定しておくべきであろう。

### 通信インフラ、つまり5G関連の投資増も期待できるのではないか

今回、特に通信インフラの重要性がさらに増したのではないだろうか。後述するように今回の件は、遠隔医療や、遠隔教育の重要性をより認識させられる結果となっている。そのため、それを支えるインフラ、つまり「5G」関連の投資がより積極化する可能性もあるだろう。

さらに、(3)消費補助の可能性。落ち込んだ消費を回復させるための政策も可能性としては考えられる。減税あるいは補助金という形で実行させる可能性もあるのではないだろうか。

### GDPに与える影響はどうか、ひとまずはリバウンドと政策効果で通年に対しては軽微な影響を想定

中国のGDP統計上はどのような影響になるのだろうか。終息の時期は不明だが、半年程度での落ち着いた前提としておき、年後半にはリバウンド需要が発生すると仮定。

2020年1~3月期の実質GDP成長率を前年比6.1%と想定してきたが、今回の新型コロナウイルスの影響を受け、同時期に経済活動が2割弱低迷すると予想し、前年比5.2%増を予想する。1~3月期には暫定的に固定資産投資は5.4%増、小売売上高は7.0%増を予想する。4~6月期に関しては、今後の展開を確認しつつ点検していくが、現段階では年後半のリバウンド及び政策効果から、通年の実質GDP成長率は6.2%増で据え置く。

### 負荷という試練は新しいイノベーションを産む

#### 新型コロナウイルスは様々な負荷となって社会に変革を要求する

以上を踏まえたうえで、今回の件から発生する副次的な点を考えておこう。新型コロナウイルスという、負担のかかった中国社会において、新しく発生しているイノベーションについてである。

新型コロナウイルスの発生は、社会現象としては、疫病という負荷に対して人類がどのような対処を行うか、と表現できる。そして、その負荷という試練は、被害という痛みを産むが、人類の創意工夫で新しいイノベーションの種となることもある。

例えばSARSの時には、自宅待機の措置をとったアリババが、インターネットを用いたリモートワークの発達、組織の見直しを行ったことが、その後の飛躍につながったとされている。あるいは、学校に行けなかった学生がオンラインで教育を受けざるを得なかったことでネット教育のシステムが発達、学生もそれに慣れたという話がある。

今回はどのような変化があるのだろうか。まず、(1)オンラインサービスの集中的強化。具体的には、アリババの創業者、馬雲氏が武漢のための24時間オンライン診療を開始。これまでは試験的・実

験的意味合いが強かったが、今回は感染拡大を防ぐという意味でも遠隔診療は重要となる。正確・精密性を要求される診療の必要性が高まれば、5G の重要性もさらに増すだろう。

実際に、サービスがいくつか具体的に出てきた。医療系では、(1-1) 無償オンライン問診がメイン。具体的には、医療従事者向け SNS「医聯 (Medlinker)」は呼吸器系専門のオンライン問診。テンセントなどの「企鵝医生 (TENCENT DOCTORWORK)」は新型肺炎専門の無料相談を 24 時間体制。阿里健康問医生のサービスの一部としてアリペイ上で「問專家」と入力すると、8 時半から 24 時まで病院と無料やりとり可能。他に「好大夫在线 (www.haodf.com)」、「微脈 (WeiMai)」、「妙手医生 (miaoshou.com)」、「平安好医生 (PingAn Good Doctor)」など多数。(1-2) マスクなどのオンライン通販では「阿里健康 (Ali Health)」、「1 藥網 (111.com.cn)」、「京東集团 (JD.com)」など。(1-3) 医療機器メーカー「東軟医療 (Neusoft Medical)」は感染エリアに車載用 CT 撮影機器や移動型 X 線撮影装置を提供。

次に、(2) 幅広い意味での ESG (Environment (環境)・Social (社会)・Governance (ガバナンス・企業統治))：企業の社会に対する責任。Tiktok の運営会社バイトダンスが、春節に公開予定だったが上映延期となった映画『Lost in Russia』を 6.3 億元 (約 100 億円) で買収。無料配信決定。上映延期から買収による無料配信発表までわずか 1 日。企業イメージの向上、政府の対策に対する協力、その効果を 100 億円と見積もったのだろう。今回「春晚 (春節を跨いで行う中国の年越しカウントダウンイベント番組)」では動画アプリ会社「快手」が巨額のお年玉など大々的に宣伝したため、その対抗手段と見ることも可能だ。いずれにせよ、その速度、規模、大胆な戦略、社会への貢献という意味でも学ぶことが多い。なお ESG という用語は、米国の BlackRock が重視し始めたこともあり米国でも広まってきたが、中国でその用語自体が使われているわけではない。

最後に、(3) 幅広い意味での医療分野の拡大。1 月 25 日時点で、中国科学院と上海科技大学らの研究チームが新型コロナウイルス Mpro 蛋白の結晶構造を特定、30 種の既知化合物に対し阻害活性を同定したとか。技術的なことはわからないが医療関係者によるとかなり速いとのこと。

このように、社会的な負荷がかかった際での様々な変化にも注目しておくことは有用であろう。後に日本への応用という形で輸入される可能性も高いからだ。

### 医療重視のその先も考えておく必要がある

#### 社会保障の増強は結局のところ、財政負担の増加である

成長率の低下している現在において、中国政府が社会保障、特に医療を重視していることを書いてきた。

最後にわれわれは、医療重視のその先も考えておこう。中国政府による医療を含めた社会保障、つまり生活の「質」を上昇させるための努力は、同時にその費用が大きな負担になるということを意味する。

日本でも高齢化および医療の高度化に伴う医療費の増大は、国の財政の大きな負担になっている。具体的には平成 30 年度予算の歳出総額 97.8 兆円のうち、社会保障費は 33.0 兆円、そのうち医療費は 11.8 兆円を占めているが、その金額は年々増え続けている。

「一人っ子政策」の影響もあり、日本よりも急速に少子高齢化が進む中国ではその医療・衛生の負担を減らしたいと考えている。そのためには、国民の健康状態の改善が一つの重要な要素となりうる。そこで健康促進策が必要となるわけだ。

中国国務院によって 2019 年 7 月 15 日に発表された「健康中国行動 (2019-2030 年)」(以下、「行動」)

はその流れにある。「行動」は細かい指標に関して、疾病の予防や健康増進に資する施策の指針となる様々な行動原理を示している。中国政府は2016年にも「健康中国2030計画」を発表しているが、そのアップデート版と考えてよいだろう。その「行動」の中で、「全民健身行動」として、スポーツ活動に参加する人数の割合を引き上げることが目標の一つに掲げられている。

更に言えば、医療コストの引き下げも重要な課題だ。5Gという情報インフラを活用した遠隔医療の利用も、その一環だと考えることができる。2020年の重要テーマの一つが5Gであることは間違いなさそうだ。

(参考リンク)

百度：

[https://mbd.baidu.com/newspage/data/landingshare?context=%7B%22nid%22:%22news\\_9386283706798204814%22%7D&pageType=1](https://mbd.baidu.com/newspage/data/landingshare?context=%7B%22nid%22:%22news_9386283706798204814%22%7D&pageType=1)

財経：

<http://m.caijing.com.cn/api/show?contentid=4642472>

(執筆者連絡先)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券

インベストメントリサーチ部

李智雄

住 所：東京都千代田区大手町1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ

E-Mail：lee-chiwoong@sc.mufig.jp TEL：03-6627-5234



## 「華南ビジネス最前線」 第44回 ～深圳市「産業用不動産賃貸価格の規範化措置」を発表

三菱UFJ銀行  
アジア法人営業統括部  
アドバイザー室

2019年9月20日、深圳市住宅建設局は「産業用不動産<sup>1</sup>賃貸価格を規範化する措置」(以下「本措置」)を発表した。深圳の急速な発展に伴い、オフィスや産業用不動産の賃料が右肩上がりに上昇していることから、本措置は賃料上昇問題の対策として打ち出されたもので、産業用不動産の供給確保、賃貸対象不動産に対する情報データベースの構築、賃貸契約の強制届出と指導価格の公表による賃料上昇の抑制などの幅広い方針を取り入れている。本措置は10月1日から施行されており、本稿では、その内容について簡単に紹介したい。

### 1. 背景

2019年6月25日、深圳市政府は同市人民代表大会常務委員会に「2018年度深圳市における中小企業発展状況専門報告」(以下「専門報告」)を提出した。専門報告によると、2018年だけで91社(1.1%)の規模以上工業企業<sup>2</sup>が深圳市から転出・撤退し、その中には、アパレルや加工貿易などの労働集約型産業だけではなく、ハイテクとみなされる電子情報製造業も含まれる。また、こうした大規模な転出は、企業自身の工場拡張需要による代替地不足や、家賃と人件費の上昇による運営コストの増加に加え、他市が企業誘致に注力したことが原因と述べられている。

指摘されたいくつかの問題のうち、深圳市の賃料上昇を招いた根本的原因是深刻な土地不足問題にある。その解決策として、深圳は大規模な都市刷新を相次ぎ実施してきたが、再開発開始当初は刷新に関する明確な規定や制限がなかったため、開発はより収益性の高い高級マンションや商業ビルへの都市改造プロジェクトに集中し、工業用地は続々と姿を消してしまった。また近年、産業構造の変化が進む中、多くの旧工業区はハイテクやイノベーション産業を収容する新型産業用地に刷新され、伝統的な一般製造業の土地資源がさらに奪われた結果、賃料は更に上昇した。また、産業用不動産の賃料上昇のもう一つの原因が、賃貸市場の裏に存在する「賃貸オーナー」と呼ばれる仲介会社、もしくは個人仲介者である。彼らは実際の不動産オーナーと契約し、利ざやの獲得を狙って不動産を又貸しする際、水道・電気代や共有面積の水増し請求をすることで賃借人である企業から不当に家賃収入を得ているとされる。賃借人が賃貸情報の入手が困難であることも大きな課題であり、現状、産業用不動産の情報、特に相場価格やオーナーに関する情報取得は非常に困難で、悪質な仲介の抜け道とされるケースが多い。こうした状況を鑑み、産業用不動産賃貸市場の規範化を通して工場の賃料上昇を安定させ、企業運営コストの軽減と深圳市のビジネス環境の改善を図るため、今般、建設局が本措置を策定した。

### 2. 主な内容

本措置は6分野、計20条の対応策で構成され、産業用不動産の賃貸行為に対する監督管理と政府の指導機能の強化を通じ、過度の賃料上昇抑制を狙っている。

<sup>1</sup> 第二次と第三次産業の間に存在している、工業製造に従事し、研究開発やインキュベーション、もしくは新製品の中間試験などのイノベーション産業を収容する建築を指す

<sup>2</sup> 年間売上高が2,000万元以上に達する工業企業を指す

【本措置の内容 (一部抜粋)】

<p>1. 企画統括を強化、土地供給を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 深圳市工業区の構造レベルアップ作業方案を編成。旧工業区の解体再建・総合整備<sup>3</sup>に係る範囲、順序と規模に配慮しながら、産業空間の利用効率を向上。2020年までには500万平米を下回らない面積の総合整備プロジェクトを完成</li> <li>❖ 払下げ土地の活用、都市刷新、一括整備や統合賃貸などの手段で、2020年までに800万平米のイノベーション産業用不動産を供給</li> </ul>
<p>2. 監督管理を強化、賃貸行為を規範化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 全市同一の産業用不動産賃貸契約を導入し賃貸時に届出を義務化する。契約内容には水道費、電気代など費用に関する計算法を明記。賃貸期限・長期契約の調印を推奨し、賃借人の要求がなければ契約は基本的に1年を下回らないこととする</li> <li>❖ 賃貸公示制度を導入。オーナーは工場賃貸にあたり、工業園區または工場に、不動産の所在位置に賃貸可能産業、最低賃貸期限、賃料指導価格、およびその他の徴収費用を記載した公示用看板を立てる。共同負担の名義で記載されていない費用を賃借人から徴収することを禁じる</li> <li>❖ 共用面積や管理費徴収基準を明確化。不動産権利証書に共用面積に関する情報がない場合、契約届出の前、資格のある第三者に測定を依頼することを義務化</li> <li>❖ 産業用不動産専門賃貸業務<sup>4</sup>に従事する場合、主管部門への事前届出が必要</li> <li>❖ 土地供給契約、産業発展監査協議、賃貸契約を明確化した場合以外、又貸し・転貸を禁じる</li> <li>❖ 産業用不動産賃貸行為ネガティブリストを作成し、禁止となる賃貸行為を明確化</li> </ul>
<p>3. 産業監督管理を強化、建物の適切利用を確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 入居可能な業界、転貸、撤退状況などの情報を記載する全市統一の産業発展監査管理協議書を作成し、用地を供給または竣工する際に開発者と市、または区の産業主管部門と調印する。産業用不動産の種類、位置、運営者及び産業機能に基づき、分類管理を実施</li> <li>❖ 産業用不動産は原則上、当市の産業指針と合致する企業と社会組織に賃貸する。メイカーズ<sup>5</sup>以外の個人、不動産仲介、及び届出未提出の産業用不動産専門賃貸機構に賃貸してはならない</li> <li>❖ 工業区の付属施設である社員宿舎は区内、または周辺に経営かつ納税している企業とその社員のみ賃貸可能とする</li> <li>❖ 国有企業、股分合作公司<sup>6</sup>が保有、もしくは運営する産業用不動産を借りる際、賃借人の産業分類、企業の成長性と貢献度などから総合評価し、決定</li> </ul>

<sup>3</sup> 解体・再建は都市刷新の一種で指定された範囲内の建物を全て解体し、新たに建築する。一方、総合整備は部分解体・増築・改築、機能変更、必要な施設の増設などの微調整による都市刷新

<sup>4</sup> 大量に不動産を借り上げ、又貸し、テナント管理などの業務を行う会社を指す

<sup>5</sup> イノベーションの理念を持ち、創業する人を指す

<sup>6</sup> 行政村、または自然村の住民で構成された法的地位を持つ経済組織を指す。深圳の農村都市化とともに誕生し、本来は農村の経済組織である

<p>4. 指導強化による 賃貸価格市場安 定化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 産業配置計画、産業用不動産の位置、付属利用条件などに基づき、深圳市産業用不動産賃貸指導価格発表制度を制定。当該指導価格は市場賃料相場を反映し、原則上毎年更新のうえ公表する</li> <li>❖ 賃料が直近年度に公表された指導価格を 15% 上回る場合、市・区の産業主管部門は関連部門とともに適時介入し、賃料の恣意的な引き上げが確認されれば、賃貸人に事情聴取や信用懲戒<sup>7</sup>などの措置を講じる</li> </ul>
<p>5. プラットフォー ム構築による情 報透明化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 原則 2 年毎に産業用不動産に対する専門調査を実施、基本情報を収集し、台帳<sup>8</sup>を作成する</li> <li>❖ 産業用不動産情報プラットフォームを構築し、全市の産業用不動産供給と需要に関する情報のプラットフォームへの集約をめざす</li> <li>❖ 市主管部門は、プラットフォームを基に、市場監督体制を築き、定期的に情報発信</li> </ul>
<p>6. 市場整備の強化、 保障機制の完備 化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 市場専門の整備行動の推進。本措置実施後 6 か月以内に専門整備行動の施行により違法賃貸行為を取り締まる</li> <li>❖ 摘発制度を導入。違法行為が確認された場合、適切な懲罰を下し、信用過失聯合懲戒対象リスト<sup>7</sup>に掲載</li> </ul>

### 3. まとめ

改革開放以来 40 年、深圳市の製造業は、伝統工業から新興・革新産業へ進化し、全国トップクラスのハイテク産業集積地として成長した。一方で、近年、産業用不動産賃貸価格の上昇を始めとする各種運営コストの高騰は、特に製造業を中心とする多くの企業の深圳からの撤退を招き、深圳市経済の持続的発展に少なからず影響を与えた。本措置の実施により産業用不動産賃料の安定化に着手し、企業にとっての快適な経営環境を整えることで、生産性や付加価値の高い企業を深圳に引き留め、産業チェーンにおける競争力を今後も維持していくことが期待できよう。

なお、本措置は産業用不動産賃貸市場の取締りに関する方向性を示しているが、実施細則の整備から関連部門の実施対策まで不明点が多く残っている。中でも最も注目されている指導価格は、2019 年 6 月の報道で深圳市住宅建設局の薛峰副局長より年内にも発表予定と語られたが、2020 年 1 月 21 日時点ではいまだ発表されておらず、光明区で意見徴収期間が終了したほか、龍華区で責任部署が明確化されるにとどまっております。今後各行政区からの発表が待たれる段階である。今後はこうした細則の発表とともに、本措置の施政効果を引き続き注視していきたい。

以上

三菱 UFJ 銀行 アジア法人営業統括部 アドバイザリー室  
住所：6F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong  
Email：Eunice\_YM\_Yeung@hk.mufg.jp  
TEL：852-2249-3938

日本語・中国語・英語対応が可能なメンバーにより、東アジアのお客様向けに事業スキームの構築から各種規制への実務対応まで、日本・香港・中国の制度を有効に活用したオーダーメイドのアドバイスを実施しています。

香港・華南への新規展開や既存グループ会社の事業再編など、幅広くご相談を承っておりますので、お気軽に弊行営業担当者までお問い合わせください。

<sup>7</sup> 企業または個人が深刻な信用過失を犯した場合、政府各部門より集約したデータに基づいた信用過失聯合懲戒対象リストに掲載され、交通機関の搭乗や補助金申請の制限などの信用懲戒が実施される

<sup>8</sup> 産業用不動産の位置、権利所属、附属施設、入居企業、賃料、空室率などを記録



## 税務会計:新個人所得税体制における初年度の中国個人所得税総合所得の確定申告について

KPMG中国  
税務パートナー 陳蔚

2019年12月7日、中国財政部・国家税務総局による「個人所得税総合所得の確定申告に係る政策問題に関する公告」(財政部・税務総局公告2019年第94号、以下「94号公告」)が公布された後、2019年12月31日に中国国家税務総局は「2019年度個人所得税総合所得の確定申告事項に関する公告」(国家税務総局公告2019年第44号、以下「44号公告」)を正式に公布した。94号公告と44号公告は、2019年個人所得税改正後の初回の個人所得税総合所得確定申告に係る関連事項を明確にしており、指導的な意見が公布されたものである。

本稿は2019年度個人所得税総合所得の確定申告に関する政策要点を紹介するとともに、日本籍出向者を含む在中の外国籍個人の個人所得税確定申告に関する留意点を重点的に説明する。

### 中国個人所得税総合所得に係る確定申告政策の要点分析

#### ●適用対象

44号公告の規定によると、総合所得確定申告の適用対象は中国の居住者個人である。そのため、中国国内に住所を有さない外国籍個人について、2019年度において中国国内の滞在日数が183日を超えた場合、居住者個人と認定され、2019年度の個人所得税総合所得確定申告の適用対象になる。

#### ●確定申告対象となる所得項目

総合所得とは、2019年度において取得した賃金給与、役務報酬、原稿報酬及び特許権使用料の四つの所得を指し、年一回賞与及び上場企業のストックオプションなどの特殊税務処理が適用される所得を含まない。一部の日系企業は年に二回賞与を支払うため、中国居住者となった日本籍出向者の取得した年一回賞与優遇政策を利用しない所得は、賃金給与に合算して確定申告をする必要があることに留意してほしい。

#### ●年度確定申告を行う必要がある状況

44号公告第二条と第三条の規定に基づき、下記四つの状況のいずれかに合致する場合、確定申告義務が免除できる。

- 1) 確定申告によって追加納付が必要であるが、総合所得の年間収入額が12万元以下である場合。
- 2) 確定申告によって追加納付額が400元以下である場合。
- 3) 仮納付した税額が年間の納付すべき税額と一致する場合。
- 4) 法規定に従って税還付を申請することができるが、納税者が税還付の申請を放棄する場合。

即ち、2019年度の仮納税した税額が年間納付すべき税額を上回り、且つ税金還付を申請する予定があるか、または2019年度の総合所得が12万元を上回り、且つ追加納付額が400元を超える場合、確定申告を要求される。

また、源泉徴収義務者が関連規定に従って個人所得税を源泉徴収していない場合、居住者個人の年間総合所得が 12 万元を超えず、または追加納付額が 400 元を超えなかったとしても、確定申告をする必要があることに留意してほしい。非居住者個人であると事前に判断されたものの、対象年度において実際の居住日数が 183 日を超えた外国籍個人は、納税区分を居住者に変更して確定申告を行う必要がある。

### ●控除項目

特別付加控除項目について、2019 年度において未控除項目または十分に控除していない項目があり、年度確定申告期間において控除または追加控除を希望される納税者個人は確定申告を行う必要がある。例えば、2019 年度において重大疾病医療支出の特別付加控除項目を適用する居住者個人は、確定申告を通じて当該部分の支出を控除すべきである。

日系企業の現地法人に対し、駐在員は 2019 年から 2021 年までの間、特別付加控除項目を利用することが可能であり、または従来から適用している住宅家賃、語学訓練費などの免税手当優遇を利用することが可能である。但し、二者択一でなければならない。よって、免税手当優遇の適用を選択する駐在員は関連の届出手続きを実施し、発票等の証拠書類を適切に保管すべきである。そうしないと、当該免税手当を居住者個人の総合所得に合算し、確定申告を通じて本年度の納付すべき税金額を再計算する必要がある。

### ●確定申告に関するその他規定

2019 年度の確定申告期間は 2020 年 3 月 1 日から 6 月 30 日までである。もし駐在員や日本からの出張者が居住者個人になり、且つ 2020 年 3 月 1 日前に中国から出国する場合、出国前に年度確定申告を行わなければならない。

確定申告の方法として、本人によるオンライン申告（携帯 APP、ウェブサイト）、郵送申告または税局での現場申告を選択できる。また、源泉徴収義務者、若しくは税務専門サービス機構などの第三者機構に依頼し、代行申告をすることができる。

居住者個人は税還付を申請する希望がある場合、税務機関へ中国国内の銀行口座情報を提供する必要があることに留意してほしい。

### 執筆者の所見

2019 年末に公布された 44 号公告及び 94 号公告は、中国個人所得税改正の趣旨を徹底し、特別付加控除及び総合所得確定申告の制度を導入し、納税者個人と源泉徴収義務者に納税と源泉徴収のコンプライアンス意識を更に厳しく要求している。

納税者は関連政策を深く把握し、個人所得税コンプライアンスに関するヘルスチェックを行い、報告済み情報の確実性を適時にレビューし、源泉徴収義務者とタイムリーに意思疎通して内部政策を把握し、また法規定に従って審査対応の資料を保管することを提案する。

現地法人は関連規定を理解し、従業員向けのトレーニングや研修を行い、企業自身が状況を整理し、確定申告の複雑さを把握し、ルール化の内部措置と手続きを事前に着手することを勧める。

また、この度公布された 44 号公告について、更に詳しく明確化を要する内容がある。例えば、住所を有さない外国籍個人が 2019 年度において居住者個人となり、税還付の申請が必要であっても、中国国内の銀行口座情報を提供できない場合、源泉徴収義務者又は税務専門サービス機構に委託して関連手続きを行えるか否か、確定申告を通じて税還付することに必要な資料やプロセス、所要時間などの問題点、また、居住者個人になった駐在員が 2019 年度において中国国外から取得した総合所得の申告要求などはこれから明確化する必要がある。よって、個人所得税改正後の初回の確定申

告は個人と源泉徴収義務者に対して挑戦をもたらす。

初回の確定申告作業の複雑性と専門性を鑑み、44号公告では、委託申告の方法で確定申告を実施することが可能であることが強調された。より正確、適時に責任と義務を履行するために、納税者個人と源泉徴収義務者は更に専門サービス機構のサポートを求めることを検討する価値がある。特に、従業員構成が複雑である日本本社と現地法人（例えば、中国現地採用の外国籍従業員、日本本社が派遣された出向者など）の税務取扱いの難度は更に高まるため、早めに専門サービス機構に連絡を取りながら2019年度の確定申告作業を手配することを勧める。

一方、広東省・香港・マカオ大湾区などの地域的な個人所得税優遇政策の活用を希望される日系企業と外国籍個人には、財政補助金を申請するために早めに確定申告作業を実施することも提案する。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15F

Tel : +86-755-2547-1198

E-mail : vivian.w.chen@kpmg.com



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北 京 支 店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天 津 支 店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大 連 支 店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無 錫 支 店	無錫市新区長江路16号 無錫軟件園10階	86-510-8521-1818
上 海 支 店	上海市浦東新区陸家嘴環路1233号 匯亞大廈20階	86-21-6888-1666
深 圳 支 店	深圳市福田区中心4路1号嘉里建設広場 第一座9階・10階	86-755-8256-0808
広 州 支 店	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階	86-20-8550-6688
成 都 支 店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青 島 支 店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武 漢 支 店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋 陽 支 店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇 州 支 店	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15、16階	86-512-3333-3030
福 州 支 店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭 州 支 店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香 港 支 店	9F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台 北 支 店 高 雄 出 張 所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

## 【本邦におけるご照会先】

### 国際業務部

東京：03-6259-6695（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0544（代表）

発行：三菱UFJ銀行 国際業務部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2020年2月25日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。